

令和3年度 保険研修会資料

資料提供

福岡労働局 労災補償課

九州厚生局 指導監査課

福岡県 保健医療介護部 医療保険課

全国健康保険協会 福岡支部

福岡県国民健康保険団体連合会

福岡県警察本部

福岡自賠償調査事務所

令和 3 年度保険研修会について

令和 3 年度保険研修会はオンライン形式（動画配信）にて実施いたします。

会員の先生方におかれましては必ずご視聴頂きますよう、
宜しくお願いいたします。

なお、動画データは本会ホームページの会員専用頁にて
ご覧いただけます。

会員専用ページ

ログイン I D kouekifukusei

パスワード 0925228666

※動画データの複製・録音・撮影は固く禁じます。

令和3年度保険研修会 次第

1. 会 長 挨 拶

1. 団 体 指 導

「労働者災害補償保険請求時における注意点」・・・・・・・・・・1～4

厚生労働省 福岡労働局 労働基準部 労災補償課
労災医療監査官 仲谷 美紀

「受領委任の取扱いと指導監査について」・・・・・・・・・・5～24

厚生労働省 九州厚生局 指導監査課
指導監査第一係長 萩尾 円晴

「柔道整復施術療養費について」・・・・・・・・・・25～30

福岡県保健医療介護部 医療保険課
保険指導係 主任技師 高見佳代子

「公的審査会の現状について」・・・・・・・・・・31～34

全国健康保険協会福岡支部
業務グループ長 原野 裕義

「柔道整復施術療養費審査支払業務について」・・・・・・・・・・35～38

福岡県国民健康保険団体連合会 審査管理部 審査管理課
審査管理課長補佐兼調剤療養費係長 川口 洋毅

「最近における自動車保険金詐欺事件の現状について」・・39～41

福岡県警察本部 交通部 交通捜査課 事件捜査係
福岡県警察指定技能指導官 警部補 平井 祐司

「自賠責保険の概要について」・・・・・・・・・・42～49

損害保険料率算出機構 福岡第一自賠責損害調査事務所
所長 水谷 嘉男
九州本部長付 調査役 渡邊 恵二

『労働者災害補償保険請求時における注意点』

＜請求書表面について＞

1. 『柔道整復師の証明』『傷病の経過の概要』の欄について
= 傷病ごとに出来るだけ詳しく記載する。
(経過順調・経過良好だけでは記載内容の不備となります)
2. 『上記により療養補償給付たる療養の費用を請求します』の欄について
『請求人の』の部分については患者の住所、氏名を記載する。
(施術者(柔整師)の住所、氏名を記載しないこと)

＜請求書裏面について＞

1. 『療養の内訳及び金額』『休業(補償)給付証明料の証明期間』の欄について
『休業(補償)給付証明料』は事業所に提出する『休業(補償)給付請求書』にて休業証明を行った場合にのみ算定出来ます。(労災請求をしたから算定できるものではない)
又、証明期間欄に必ず『〇/〇～〇/〇』までという証明期間を記載すること。
2. 『指導管理料』『運動療法料』『包帯交換』について
指導管理料と運動療法料は1週間に1回程度、1ヶ月に5回が限度。後療時に算定できます。
包帯交換の回数、
初回包帯交換時に1回
初検日から起算して1週間以内で1回
初検日から起算して1週間目から2週間以内で1回
初検日から起算して2週間目から3週間以内で1回
初検日から起算して3週間目から4週間以内で1回
初検日から起算して4週間を超えて1回
最高6回まで算定可
3. 『委任状』の欄について
委任者とは患者になりますので、この欄には患者の住所・氏名等を記載すること。
(施術者(柔整師)の住所、氏名を記載しないこと)

＜その他注意事項＞

- ①骨折の請求時について
裏面その他の欄に同意日と同意先病院名(医師名)を必ず記載して下さい。
拘縮後療の場合は、傷病名欄に『〇〇骨折拘縮後療』と記載し、裏面の『その他』欄に、同意先と拘縮2関節名を毎回記載して下さい。
- ②転帰の記載について
転帰が一つでない場合の記載は傷病ごとの転帰が分かるように記載して下さい。
- ③数ヶ月分まとめての請求や数ヶ月遅れての請求について
労災は原則的に毎月請求となっているため、遅延理由を『その他』の欄に記載するか、別紙に理由を記載して添付して下さい。遅延理由はなるべく詳しく記載して下さい。
例：健康保険で請求をしていたが後から労災該当と判明したため、提出が遅れた。

④離職後の請求について

初回を除いて証明欄の記載は必要ありませんが、事業主の証明欄に患者本人が**事業の名称・所在地**を記入するとともに『〇〇年〇月〇日付で離職』と離職した旨を記載して下さい。

<請求書の日付について>

日付の記入欄は、請求書の表面と裏面合わせて**4ヶ所**。

表面 = 3ヶ所(事業主の証明日・施術者の証明日・請求人の請求日) 裏面 = 1ヶ所(委任状の委任日)

※日付の時系列として、早い(古い日付)順に

①表：事業主の証明日 < ②表：柔整師の証明日 ≤ ③表：患者の請求日 = ④裏：委任日

古い日付←

→新しい日付

※日付について不明な場合は労災担当までお尋ね下さい。

<用紙について>

1. 旧様式の請求用紙はなるべく使用しないで下さい。新しい様式は労働局・労働基準監督署から取り寄せるか、厚生労働省のホームページよりダウンロードして入手下さい。

ダウンロードする際は以下の点に注意願います。

①印刷したOCR帳票を**コピーして使用しないで下さい**。

※コピーによる印刷ズレにより機械で正しく読み取れない原因となります。

②必ず「**両面印刷**」を行って下さい。(片面印刷の場合は患者割り印が必要となります)

③印刷後、OCR帳票の印刷状況に欠け、滲み、途切れ等の問題がないことを確認して下さい。

2. 労災の用紙はOCRで読み取りますので、**クリップで留めて提出して下さい**。

※汚したり、ホッチキスで綴じたり、強く折り曲げたり、糊づけしないで下さい。

表面 OCR 記入枠の正しい訂正のしかた

「一文字」の場合は、訂正したい数字枠からはみ出すように縦線を書き、**その上に正しい数字を記入します**。

千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			1	0	5	0	0

「複数文字」の場合は、訂正箇所の数字列の両端の数字枠からはみ出すように縦線を書き、**その間に横線を渡し、その上に正しい数字を記入します**。

千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			3	2	4	5	0

※いずれも訂正印は押さないで下さい

※OCR 記入枠以外の訂正は訂正箇所を二重線で抹消してください。

裏

労災(業務災害)の記載例と注意事項

直接所属している事業場が表面の事業場と異なる場合に記入します。
(一括適用の取扱いを受けている支店、工場、工事現場等)

・初検料
記載もれ注意!
初検年月日は、2回目以降でも必ず記入下さい。

・再検料
初検月から翌々月まで、最大で5回算定できます。
初検月1回
翌月2回
翌々月2回

・休業補償給付証明料
休業証明期間の記載もれ注意!
労働災害が原因で休業し、休業証明書を作成した場合のみ証明書を算定できます。
(労災請求をしたから算定できるものではない)。
「休業補償請求書」を発行した場合、証明書1通につき2000円算定できます。
休業を証明した証明書発行枚数分を記入します。
また、右の証明期間欄は、休業を証明した期間を記入します。

労働者の(二)所属事業場の名称・所在地	(ホ) 負傷又は発症の時刻 午後 9時20分頃	(ヘ) 災害発生の実態を確認した者の氏名 職務 フォークリフト運転手 氏名 岩根 三郎
(ト) 災害の原因及び発生状況 11月1日午前9時20分頃、福岡市中央区天神1丁目の工事現場で、2トン積みフォークリフトに長さ3mのラワン板材(重量約1.5トン)を積み、道路上のトラックに積み込むため、フォークリフトと並行して歩いていたところ、途中約4度の下り勾配のため積み荷が落ち、右足に当たって負傷		

・現任者
災害を目撃、確認または報告を受けた第三者の職名と氏名を記入します。

・災害原因及び発生状況
いつ、どこで、どのような環境または状態で、どんな作業をして、どの部分を負傷したのか(どのようにして災害が発生したのか)を具体的に記入します。
2回目以降は、「前回療養補償請求に記載済」と書いてこの欄の記入を省略できます。

初検料	初検年月日	平成 3年 11月 2日	時間	時間外・深夜・休日加算	円	2545
再検料	1回	490	回	5回	3400	3890
運送療法料	3回	1140	回	11/2~11/30		1140
休業(補償)給付証明料	1回	2000	回			2000
診察料	右膝関節捻挫	910	円	右大腿部打撲(上部)	910	1020
電療料	右膝関節捻挫	13	回	7995	右大腿部打撲(上部)	13
包帯交換料	5回	1800	回			9795
冷電法	3回	3	回			15400
温電法	11回	11	回			2090
初検時相談支援料						150
合計						51265

・包帯交換料
包帯を交換した場合、最大6回まで算定できます。

初回包帯交換時	1回
初検日から1週間以内	1回
初検日から起算して1~2週間以内	1回
初検日から起算して2~3週間以内	1回
初検日から起算して3~4週間以内	1回
初検日から起算して4週間を越えての包帯交換時	1回

・「その他」の欄に記入する事項

- 初検時相談支援料 150円
- 骨折・脱臼の同意など所定欄のないもの
- 請求が遅れた場合の理由等

※初検時相談支援料は、その他の欄に記載し、骨折及び脱臼の場合は同意した病院名・医師等を毎回記載して下さい。

派遣元事業場主が証明する事項(表面の欄並びに(ホ)及び(ト)の記載内容について事実と相違ないことを証明します。)

事業の名称	_____	電話()	—
事業場の所在地	_____	〒	—
事業主の氏名	_____		

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

私は、柔道整復師 **整骨 一郎** を委任状を代理人と定め、私が請求する表記療養の費用につき労災保険から給付される金額の受領を委任します。
3年11月30日
委任者の住所 **福岡市中央区清川1-2-3**
氏名 **福整 太郎**

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の氏名	氏名	電話番号
		()	—

月末最終日以降を記載

・委任欄
患者(労働者)が記入します。

公益社団法人 福岡県柔道整復師会 令和3年度 保険研修会資料

厚生労働省九州厚生局

1

〔1〕受領委任の取扱い関係

2

受領委任の取扱いについて

- **受領委任の留意点**

○協定、契約いずれの場合でも受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、「受領委任の取扱い」に定める事項を遵守することについて確約しなければならないこと。

○確約を行った柔道整復師は、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師から保険施術の取扱いに定める事項を遵守し、受領委任の取扱いに係る施術並びに指導・監査の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について申し出ること。



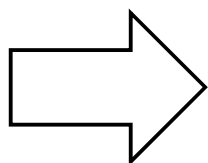
これにより登録又は承諾がなされることになる。

○届け出又は申し出を行っていない勤務柔道整復師が行った施術については、受領委任の取扱いはできません。

3

- 受領委任の取扱いは、取扱規程等を遵守することを確約し、地方厚生(支)局長、都道府県知事と施術管理者である柔道整復師本人が協定、契約を締結する。

開設者との協定、契約の締結ではありません。



**不正、不当な請求があった場合等の責任は、
施術管理者である柔道整復師及び施術所の
開設者が負います。**

4

・ 施術の担当方針

協定書、規程 第3章16(施術の担当方針)

施術管理者及び勤務する柔道整復師は関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に柔道整復に係る施術(以下「施術」という。)を行うこと。

この場合、施術は、被保険者又は被扶養者である患者(以下「患者」という。)の療養上妥当適切なものとする。また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

さらに、施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品(いわゆる紹介料)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

- **関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に施術**する。
- **施術は、患者の療養上適切なもの**とする。
- 経済上の利益の提供により**患者を誘引しない**。

5

・ 施術の方針

協定書、規程 第3章25(施術の方針)

施術管理者及び勤務する柔道整復師は、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。

- (1) 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること。
また、療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について説明をすること。
- (2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること。

6

・ 施術の方針

(3) 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。

この場合、同意を求めることとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。

(4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

7

届出が必要となる事項(例)

- ・ 施術所の住所、電話番号等が変更となった場合
- ・ 施術所名称が変更となった場合
- ・ 施術所を廃止する場合
- ・ 新たに柔道整復師を雇用(が勤務)する場合
- ・ 雇用している(勤務している)柔道整復師が退職する場合
- ・ 受領委任の取扱いを辞退する場合 など

注)登録又は承諾施術所が移転となった場合には、改めて「確約」及び「受領委任の届け出(申し出)」の手続きが必要となります。

※届出に必要な用紙は九州厚生局公式ウェブページに掲載中です。

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyusyu/>

「知りたい分野から探す」の「保険医療機関、保険医等」→「柔道整復師の方へ」

8

今一度ご確認願います！

- 柔道整復師の施術にかかる療養費関係等の厚生労働省から発出される各種通知等は厚生労働省ウェブページでも確認できます。

※ウェブページアドレス (<https://www.mhlw.go.jp/>)

厚生労働省ウェブページ⇒政策について⇒分野別の政策一覧
⇒健康・医療⇒医療保険⇒施策情報
⇒その他の制度内容関連⇒療養費について

- 「受領委任の取扱規程」、「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」等に基づき、施術を行ってください。

9

〔2〕施術管理者になるための要件

10

平成30年4月から、

柔道整復療養費の受領委任を取扱う

「施術管理者」の届出※の際は、

実務経験と研修の受講が要件となりました。

※個人契約の場合は「申出」以下、同じ。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまでは柔道整復師の資格のみとされていましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」が加えられました。

11

実務経験の期間について

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定められています。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月から令和4年3月までに届出する場合	1年間の実務経験
令和4年4月から令和6年3月までに届出する場合	2年間の実務経験
令和6年4月以降に届出する場合	3年間の実務経験

研修の時間・内容について

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容	
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

12

実務経験の期間の証明について

- 柔道整復師が実務に従事した登録施術所の管理者（開設者又は施術管理者）は、実務経験期間の証明を求められた場合は実務経験期間証明書の必要欄に記入し、手交すること。
- 当該施術所に勤務を希望する柔道整復師に対し、関係法令等を遵守した上で、不利益な取扱いを行わないこと。



- 上記の規定に違反していると認められるときは、地方厚生（支）局長は施術所の管理者に対し、実務経験期間の証明の改善に関し必要な措置を求める。
- 登録施術所の管理者における**虚偽証明**の事実が認められたときは、**受領委任の取扱いの中止**とすることができる。

13

研修の受講について

- 登録を受けた研修機関において、16時間以上、2日間程度の研修を受講する必要がある。
- 研修修了証の有効期間は5年間

受領委任を取扱う施術管理者の届出（申出）について

- 初めて施術管理者となる柔道整復師だけではなく、すでに施術管理者となっている柔道整復師が別の施術所で施術管理者となる場合であっても、実務経験期間証明書と研修修了証の写しの提出が必要となる。
※施術所所在地の変更や「協定⇔契約」の変更で、届出（申出）の以前から引き続き施術管理者となる場合を除く。

14

[3]指導、監査

15

柔道整復施術療養費に関する指導、監査について

地方厚生(支)局及び都道府県は、平成22年5月24日付保発0524第2号の「柔道整復師の施術に係る療養費について」の受領委任の取扱規程及び平成11年10月20日老発第683号・保発第145号別添2の「柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱」に基づき、次の柔道整復師(当該柔道整復師が所属する施術所の開設者及び施術所に勤務する他の柔道整復師を含む。)に対して、指導又は監査を行います。

○ 集団指導

- ・概ね1年以内に受領委任の取扱いを登録又は承諾した柔道整復師
- ・受領委任の規程等の内容を遵守させる必要があると認められる柔道整復師

16

○ 個別指導

- ・受領委任の規程等に違反しているものと認められる柔道整復師
- ・柔道整復療養費審査委員会、保険者及び患者等からの情報に基づき指導が必要と認められる柔道整復師
- ・個別指導の結果、経過観察の対象となり、改善が認められない柔道整復師又は改善状況の確認を要する柔道整復師
- ・柔道整復療養費審査委員会又は保険者から、不正又は著しい不当の事実が認められた請求として、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分あるものの情報提供があった柔道整復師を優先的に選定

17

○ 監査

- ・療養費の請求内容が不正又は著しい不当なものであるとの疑義が認められる柔道整復師
- ・個別指導の結果、監査の対象となった柔道整復師又は正当な理由がなく個別指導を拒否した柔道整復師
- ・柔道整復療養費審査委員会又は保険者から、不正又は著しい不当の事実が認められた請求として、客観的な証拠があるものが複数患者分の情報提供があり、証拠が揃っている場合

18

● 協定書、規程 第8章41(指導・監査)

開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、地方厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。



指導、監査

- **指導**や**監査**に応じるのは受領委任の取扱いをしている**柔道整復師の義務**です。

19

個別指導について

○個別指導の対象となる主なケース

- ・保険者、被保険者等から施術内容又は療養費請求に関する情報提供があった場合

(事例)

- ◇患者等からの情報提供(医療費通知、施術内容への疑義等)
- ◇事務職員等からの内部告発

20

施術内容への疑義・不信感等

○地方厚生(支)局へ寄せられた情報等 (事例)

- ・医療費通知による施術実日数が実際に施術を受けた日数と異なる。
- ・療養費支給申請書の殆どが3部位以上の負傷名による請求であり、請求に疑問が残る。
- ・同月初検、同月治癒が画一的に行われている。
- ・数年前に施術を受けたことがあり、その後は施術を受けていないが、その施術所に係る医療費通知がきた。
- ・一部負担金が一律100円や300円といった定額で、領収証も発行されない。
- ・一部負担金の徴収を行っていない。

21

医療費通知について

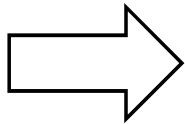
- ・国民健康保険などの各医療保険者において、被保険者に健康に対する認識を深めてもらうことを目的として、医療費通知が送付されています。

【記載されている事項例】

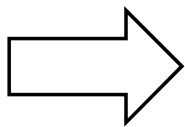
- 施術年月 ○ 施術を受けた患者名
- 施術所の名称
- 施術日数
- 療養費の金額(一部負担金を含む)など

22

- ・ 医療費通知が端緒となって、付増請求、架空請求などの不正請求が明るみになるケースがあります。



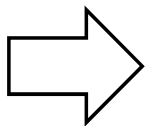
ルールを守り、適切な請求を
すること！



持続可能な医療保険制度を守る
ことにつながります。

23

一部負担金の減免又は超過して徴収 はできません！



一部負担金の減免又は超過して徴収した場合は、
受領委任の取扱規程違反となる。

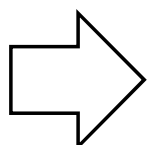
(第3章19 療養費の算定、一部負担金の受領等)

- * 施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。

なお、患者から支払を受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。(抜粋)

24

領収証の交付が必要です！



領収証の交付がない場合は、受領委任の取扱
規程違反となる。

(第3章20 領収証の交付)

* 患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

25

領収証様式

(別紙様式1)

領 収 証

_____ 様

保険分合計	円
① 一部負担金	円
② 保険外	円
合計金額 (①+②)	円

令和 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所
施設所名
氏名
電話

④

26

明細書様式

(別紙様式2)

明 細 書

様

保 險 分	<初検料・再検料等>			
	初検料	円		
	初検時相談支援料	円		
	再検料	円		
	<施術情報提供料>		円	
	<往療料>		円	
	<施術料等>			(負担力所)
	整復・固定・施療料	円	——	力所
	後療料	円		
	温電法料	円		
	冷電法料	円		
	電療料	円		
	金属副子等加算	円		
	柔道整復運動後療料	円		
	<その他>		円	
計		円		
① 一部負担金		円		
② 保 険 外		円		
合計金額 (①+②)		円		

令和 年 月 日

住 所

氏 名 印

27

柔道整復施術療養費に関する指導、監査について

○ 個別指導を実施した場合の措置は次の通りです。

・経過観察:療養費の請求内容が妥当適切でないが、その程度が軽微である場合又は以後改善が期待できる場合。なお、経過観察の結果、改善が認められない場合又は改善状況の確認を要する場合は再指導を行う。

・監査:療養費の請求内容が著しく妥当適切でない場合

※ 個別指導の場合でも、療養費の請求誤りが認められる場合は、保険者への返還の対象となります。

28

○ 監査を実施した場合、次の措置を求めることがあります。

・療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止する。なお、受領委任の取扱いの中止は、次の基準によって行う。

ア 故意に不正又は著しい不当な療養費の請求を行ったもの
イ 重大な過失により、不正又は著しい不当な療養費の請求をしばしば行ったもの

・不正又は不当な請求を行った柔道整復師に対し、その返還すべき金額（請求時から原則として5年間を経過しないものをいう。）を速やかに保険者に返還するように指導を行う。

29

監査対象とは（例）

- ・実際には行っていない施術を行ったものとして療養費の請求を行っている疑いがあるもの（架空請求）
- ・実際に行った施術に行っていない施術を付増して療養費の請求を行っている疑いがあるもの（付増請求）
- ・実際に行った施術内容を施術料金の高い他の施術内容に振り替えて療養費の請求を行っている疑いがあるもの（振替請求）
- ・保険で施術できない負傷等を保険扱いのできる負傷に替えて療養費の請求を行っている疑いがあるもの（保険対象外施術の請求）

30

- 自費で施術したものを保険での施術扱いにして療養費の請求を行っている疑いがあるもの(二重請求)
- 柔道整復師以外の従事者が施術を行っている疑いがあるもの(無資格)
- 施術管理者の出勤の実態がない疑いがあるもの(名義貸し)
- 施術録に施術内容の記載がなく、療養費の請求内容に不正又は著しい不当が疑われるもの
- 刑事事件等となっており、調査の結果、療養費の請求内容に不正又は著しい不当が疑われるもの

31

- 新聞報道等があり、調査の結果、療養費の請求内容に不正又は著しい不当が疑われるもの
- 保険者・被保険者等から情報が寄せられ、調査の結果、療養費の請求内容に不正又は著しい不当が疑われるもの
- 個別指導の結果、柔道整復療養費の請求内容が著しく妥当適切でないもの
- 正当な理由がなく個別指導を拒否したもの

※ 「不正」とは、いわゆる詐欺、不法行為にあたるようなものを行い、「不当」とは算定要件を満たさないものをいう

32

監査の結果受領委任の 取扱いが中止となった場合

- ・不正又は著しい不当の事実が認められた場合は受領委任の取扱いを中止され、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができない
- ・不正・不当に請求した療養費は、全額保険者へ返還する
- ・受領委任の取扱いの中止を行ったものは報道機関に公表する
- ・行政処分の対象となる(免許の取消、停止)
- ・刑事告発の対象となる 等

33

【参考】

○改定関連通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について
(令和2年5月22日 保発0522第5号保険局長通知)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令和2年5月22日 保発0522第6号保険局長通知)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」の一部改正について
(令和2年5月22日 保医発0522第1号保険局医療課長通知)
- ・柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について
(令和2年3月5日 保発0305第15号保険局長通知)

○療養費の取扱いQ&A通知

- ・柔道整復師施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について
(令和2年6月19日 保険局医療課事務連絡)

○新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮した研修の取扱い

- ・柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて
(令和2年3月5日・3月27日・4月21日 保険局医療課事務連絡)

34

保発0214第3号
令和4年2月14日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う
施術管理者の要件について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日付け保発0116第2号)について、その一部を別添のとおり改正し、令和4年4月1日から適用することとしたので、その取扱いについて遺漏なきようご配慮願いたい。

なお、既に提出されている別紙様式1は改めて提出を要しないこととする。

また、当分の間、従来の様式を取り繕って使用することができることとする。

改正後	改正前
<p>柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について (施術管理者の要件に係る取扱)</p> <p>1 施術管理者の要件としての実務経験について 「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号。以下「受領委任通知」という。)別添1別紙及び別添2のそれぞれの第1章5に規定する「柔道整復師として実務に従事した経験」は、受領委任の取扱いを行うとして登録された<u>施術所及び保険医療機関</u>(以下「登録施術所等」という。)において、柔道整復師として実務に従事した経験(以下「柔道整復師実務経験」という。)であること。なお、<u>保険医療機関での経験は必ずしも必要ではない。</u></p> <p>2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとする。こと。 (1) 略 (2) 登録施術所等の雇用契約期間とすること。 (3) 受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、<u>二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)</u>とすること。 (4) 略</p> <p>3 柔道整復師実務経験の期間の証明方法</p>	<p>柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について (施術管理者の要件に係る取扱)</p> <p>1 施術管理者の要件としての実務経験について 「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号。以下「受領委任通知」という。)別添1別紙及び別添2のそれぞれの第1章5に規定する「柔道整復師として実務に従事した経験」は、受領委任の取扱いを行うとして登録された<u>施術所</u>(以下「登録施術所」という。)において、柔道整復師として実務に従事した経験(以下「柔道整復師実務経験」という。)であること。</p> <p>2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとする。こと。 (1) 略 (2) 登録施術所の雇用契約期間とすること。 (3) 受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、<u>1年</u>とすること。 (4) 略</p> <p>3 柔道整復師実務経験の期間の証明方法</p>

<p>柔道整復師実務経験の期間の証明方法は、次の事項の全てを満たす方法とすること。 (1) 略 (2) 実務経験期間証明書は、柔道整復師が実務に従事した登録<u>施術所等の管理者(開設者、施術管理者又は保険医療機関の管理者)</u>による証明とすること。 (3) 略</p> <p>4 登録施術所等の管理者における柔道整復師実務経験の期間の証明 登録施術所等の管理者は、以下に示す柔道整復師実務経験の期間を証明するものとする。こと。 (1) 登録施術所等の管理者は、実務経験期間の証明を求められた場合、当該柔道整復師にかかる雇用契約期間を確認したうえで、別紙様式1の実務経験期間証明書の必要欄を記入した後、手交すること。 (2) 登録<u>施術所等の管理者</u>は、当該<u>登録施術所等</u>に勤務を希望する柔道整復師に対し、関係法令等を遵守した上で、不利益な取扱いを行わないこと。</p> <p>5 登録<u>施術所等の管理者</u>に対する改善 地方厚生(支)局長は、登録<u>施術所等の管理者</u>が4の規定に違反していると認めるときは、受領委任通知別添1による協定及び別添2による受領委任の取扱規程の適正な運用を確保するため、当該登録<u>施術所等の管理者</u>に対し、柔道整復師実務経験期間の証明の改善に関し必要な措置を求め、当該登録<u>施術所等の管理者</u>はこれに応じるものとする。こと。 なお、登録<u>施術所等の管理者</u>における虚偽証明の事実を認めるときは、受領委任の取扱いの中止とすることができる。</p> <p>6～9 略</p>	<p>柔道整復師実務経験の期間の証明方法は、次の事項の全てを満たす方法とすること。 (1) 略 (2) 実務経験期間証明書は、柔道整復師が実務に従事した登録<u>施術所の管理者(開設者又は施術管理者)</u>による証明とすること。 (3) 略</p> <p>4 登録<u>施術所</u>の管理者における柔道整復師実務経験の期間の証明 登録<u>施術所</u>の管理者は、以下に示す柔道整復師実務経験の期間を証明するものとする。こと。 (1) 登録<u>施術所</u>の管理者は、実務経験期間の証明を求められた場合、当該柔道整復師にかかる雇用契約期間を確認したうえで、別紙様式1の実務経験期間証明書の必要欄を記入した後、手交すること。 (2) 登録<u>施術所</u>の管理者は、当該<u>施術所</u>に勤務を希望する柔道整復師に対し、関係法令等を遵守した上で、不利益な取扱いを行わないこと。</p> <p>5 登録<u>施術所</u>の管理者に対する改善 地方厚生(支)局長は、登録<u>施術所</u>の管理者が4の規定に違反していると認めるときは、受領委任通知別添1による協定及び別添2による受領委任の取扱規程の適正な運用を確保するため、当該登録<u>施術所</u>の管理者に対し、柔道整復師実務経験期間の証明の改善に関し必要な措置を求め、当該登録<u>施術所</u>の管理者はこれに応じるものとする。こと。 なお、登録<u>施術所</u>の管理者における虚偽証明の事実を認めるときは、受領委任の取扱いの中止とすることができる。</p> <p>6～9 略</p>
--	---

改正後	改正前																																																																																																																																																														
<p>別紙様式1</p> <p>実務経験期間証明書</p> <p>次の者は当該施設において、<u>柔道整復師として業務に従事したことを証明します。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">氏名</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従事期間</td> <td>昭和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> <td>昭和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>令和</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>令和 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">施設名</p> <p style="margin-left: 40px;">登録記号番号(又は医療機関コード)</p> <p style="margin-left: 40px;">所在地</p> <p style="margin-left: 40px;">〒. - -</p> <p style="margin-left: 40px;">管理者職名 及び氏名</p> <p>(注) 1. 柔道整復師としての実務経験期間を記載すること。 2. 虚偽の証明を行ったときは、受任責任の取扱いの中止又は中止相当となります。</p>	氏名											生年月日	昭和	年	月	日								平成										従事期間	昭和	年	月	日	～	昭和	年	月	日			平成					平成							令和					令和							年 月 日										<p>別紙様式1</p> <p>実務経験期間証明書</p> <p>次の者は当該施設において、柔道整復の業務に従事したことを証明します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">氏名</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>昭和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">従事期間</td> <td>昭和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> <td>昭和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>平成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>令和</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>令和 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">施設名</p> <p style="margin-left: 40px;">登録記号番号</p> <p style="margin-left: 40px;">所在地</p> <p style="margin-left: 40px;">〒. - -</p> <p style="margin-left: 40px;">管理者職名 及び氏名</p> <p>(注) 1. 柔道整復師としての実務経験期間を記載すること。 2. 虚偽の証明を行ったときは、受任責任の取扱いの中止又は中止相当となります。</p>	氏名											生年月日	昭和	年	月	日								平成										従事期間	昭和	年	月	日	～	昭和	年	月	日			平成					平成							令和					令和							年 月 日									
氏名																																																																																																																																																															
生年月日	昭和	年	月	日																																																																																																																																																											
	平成																																																																																																																																																														
従事期間	昭和	年	月	日	～	昭和	年	月	日																																																																																																																																																						
	平成					平成																																																																																																																																																									
	令和					令和																																																																																																																																																									
	年 月 日																																																																																																																																																														
氏名																																																																																																																																																															
生年月日	昭和	年	月	日																																																																																																																																																											
	平成																																																																																																																																																														
従事期間	昭和	年	月	日	～	昭和	年	月	日																																																																																																																																																						
	平成					平成																																																																																																																																																									
	令和					令和																																																																																																																																																									
	年 月 日																																																																																																																																																														

柔道整復施術療養費について

福岡県保健医療介護部医療保険課

1

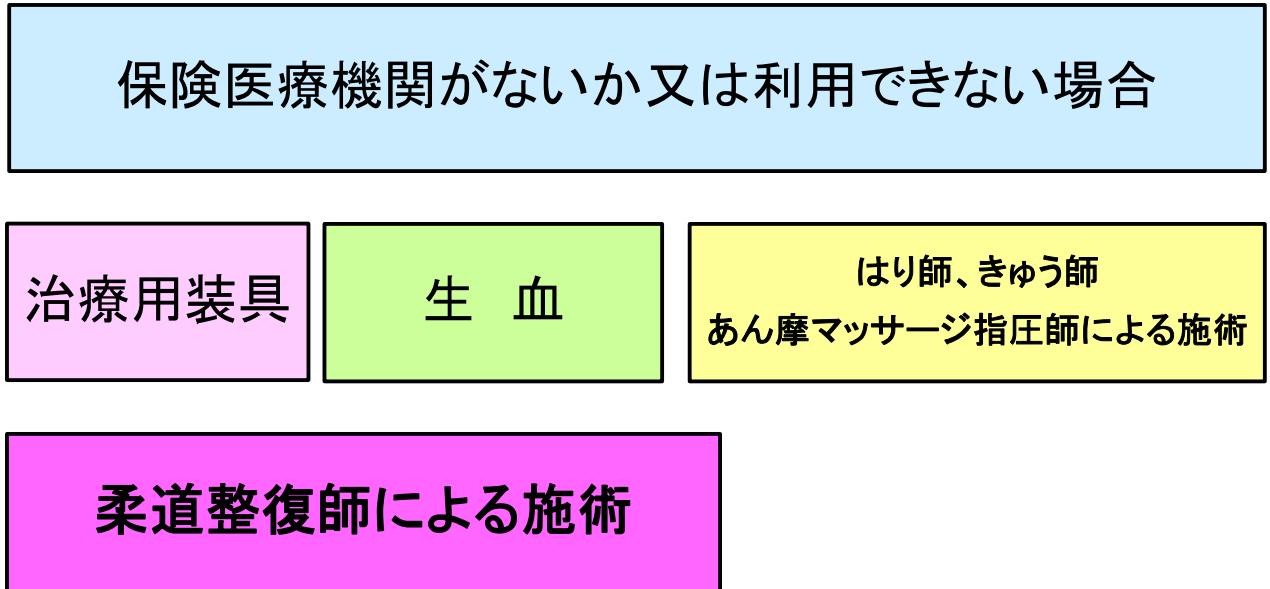
療養費とは？

○ 療養費の支給要件

療養の給付、入院時食事療養費・入院時生活療養費の支給または保険外併用療養費の支給が困難であると認めるとき

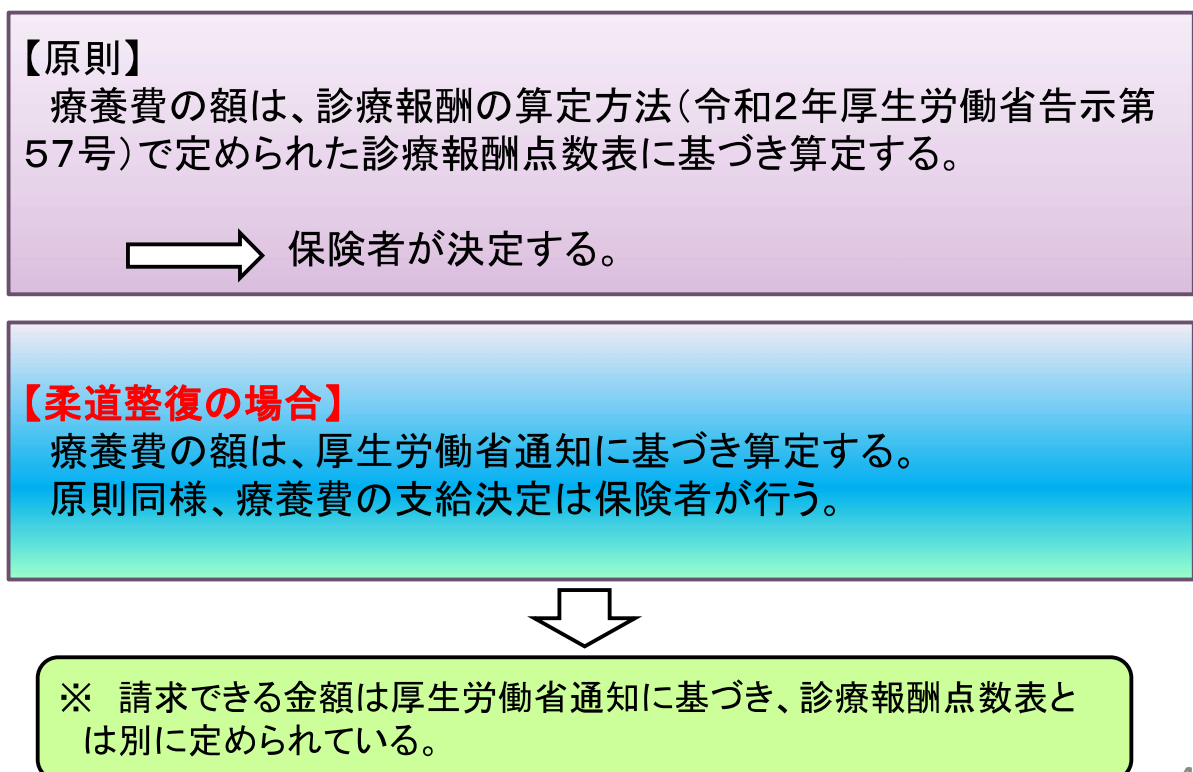
保険医療機関及び保険薬局以外の医療機関、薬局及びその他の者から診療や薬剤の支給及び手当を受けたことを保険者がやむを得ないと認めるとき

○ 療養費の支給要件(具体例)



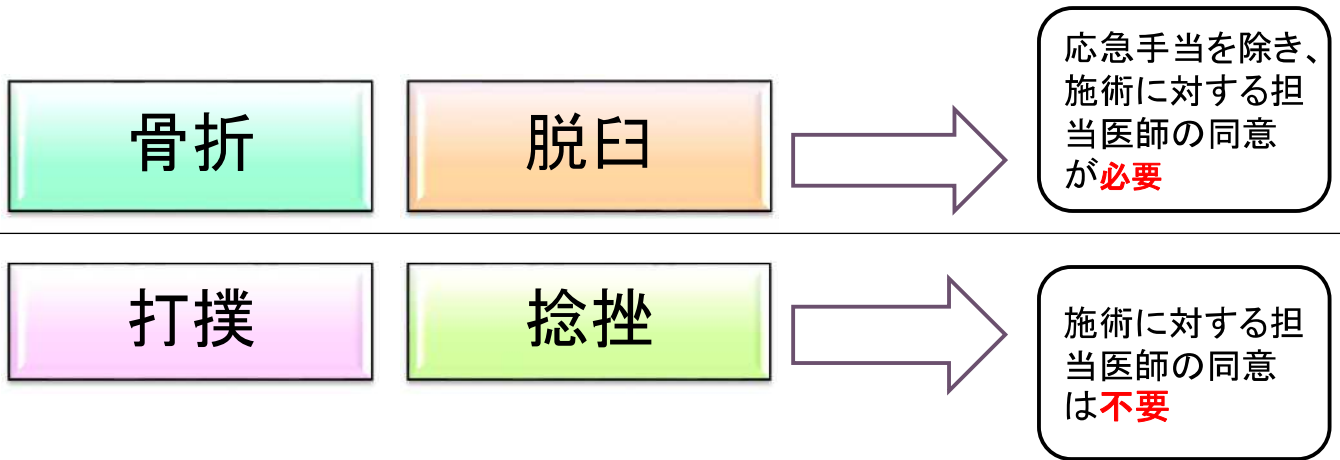
3

○ 療養費の額の算定



療養費の支給対象

- 柔道整復施術療養費の対象となるものは、**外傷性が明らかな**次のものです。



※ 内科的原因による疾患、単なる肩こり、筋肉疲労、柔道整復の治療を完了して単にあん摩のみの治療を必要とするもの、入院中の患者に対する施術

➡ 柔道整復施術療養費の**支給対象外**です！

5

「医療保険(療養費)」を使えるのはどんなとき

○外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む。)の施術を行った場合に、柔道整復師の施術に係る療養費の対象になります。

施術を行うときの注意

○単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は療養費の対象になりません。このような状態で施術を行った場合は、全額患者の自己負担になります。

○療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復師の施術については、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。

このため、届出を行って受領委任が認められた施術所の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように患者が自己負担分のみ支払うことにより施術を行うことができます。

○柔道整復師が被保険者に代わって療養費の請求を行うため、申請書に患者の自筆により被保険者の氏名等の記入を受ける必要があります。

○保険医療機関(病院・診療所)で同じ負傷等の治療中の患者に対し、施術を行っても療養費の対象になりません。

療養費の支給対象

○ 次の点にも留意する必要があります。

○ 骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対する施術料は、膏薬、湿布薬等を使用した場合の薬剤料、材料代等を含むものであること。

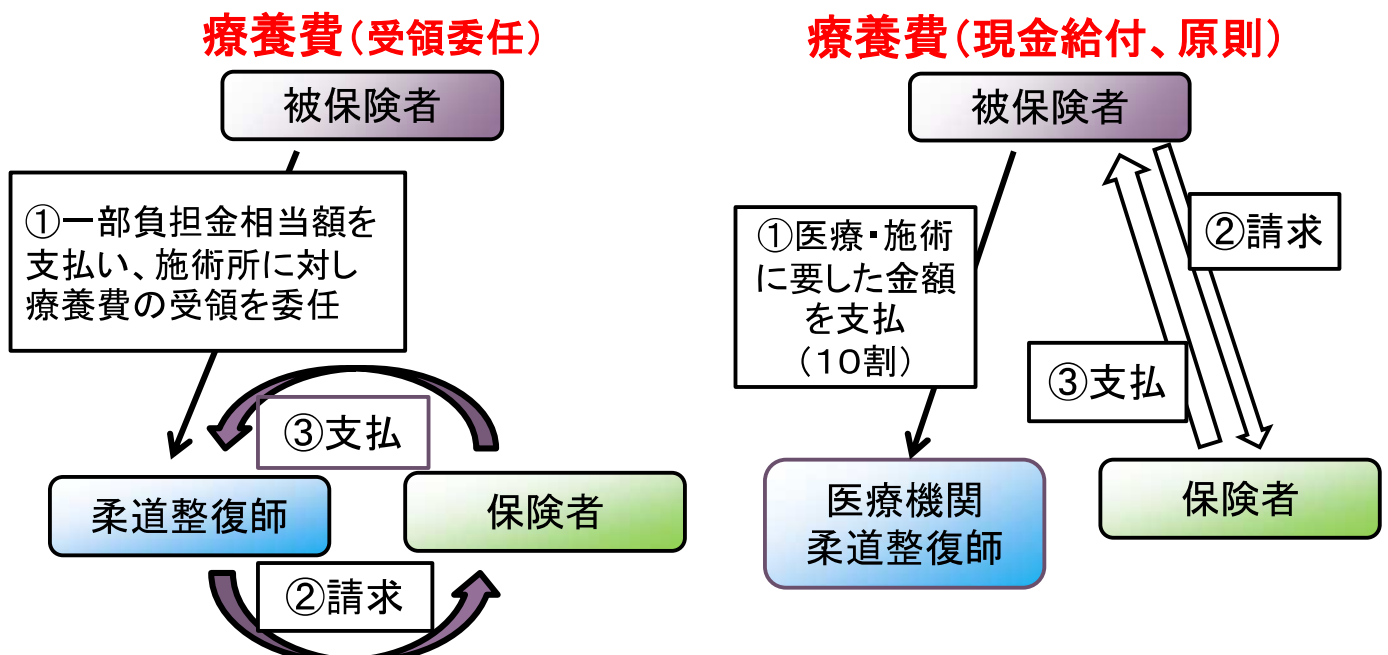
○ 患者の希望により後療において新しい包帯を使用した場合は、療養費の支給対象とならないので、患者の負担とするもやむを得ないものであること。なお、その際、患者が当該材料の使用を希望する旨の申出書を患者から徴するとともに、徴収額を施術録に記載しておくこと。

○ 柔道整復師宅に滞在して手当てを受けた場合に要した食費、寝具費、室代等は支給対象としないこと。

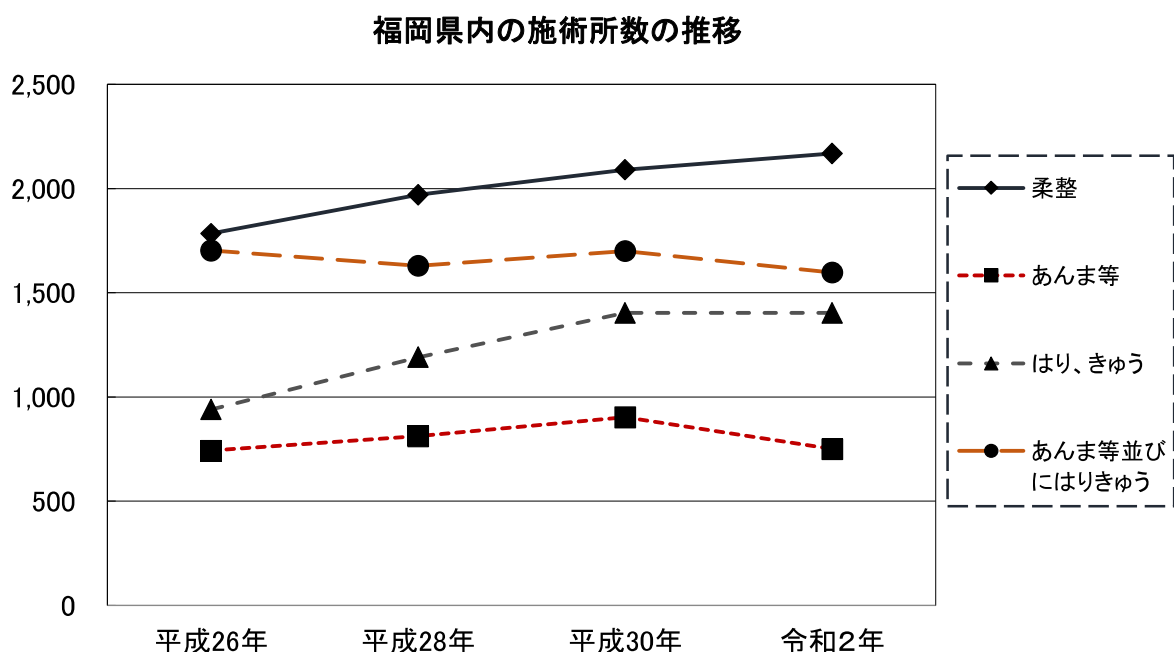
7

療養費の受領委任

○ 柔道整復施術療養費については、特に受領委任が制度化されていることにより、実質的に療養の給付（現物給付）と同様の取扱いとなっています。



【参考】①施術所数の推移



各年末現在

		平成26年	平成28年	平成30年	令和2年
柔整施術所	全国	45,572	48,024	50,077	50,364
	福岡県	1,785	1,971	2,092	2,170
あんま等施術所	全国	19,271	19,618	19,389	18,342
	福岡県	743	812	903	750
はり、きゆう施術所	全国	25,445	28,299	30,450	32,103
	福岡県	941	1,191	1,404	1,403
あんま等並びにはり、きゆうを行う施術所	全国	37,682	37,780	38,170	38,309
	福岡県	1,703	1,630	1,701	1,597
その他の施術所	全国	2,862	2,739	2,679	2,661
	福岡県	86	117	106	62

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

〔 厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/>) → 「統計情報・白書」 → 「各種統計調査結果」 → 「厚生労働統計一覧」 → 「2. 保健衛生」 → 「衛生行政報告例」 〕

【参考】②

都道府県別柔道整復師療養費の状況(国民健康保険＋後期高齢者医療)

	平成30年度①		令和元年度②		②－①	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
北海道	513,258	3,910,654	500,827	3,796,561	-12,431	-114,093
青森県	110,511	914,909	106,133	878,458	-4,378	-36,451
岩手県	104,161	682,926	105,883	688,007	1,722	5,081
宮城県	265,059	1,887,965	257,791	1,783,986	-7,268	-103,979
秋田県	91,647	851,161	88,139	807,694	-3,508	-43,467
山形県	113,829	881,636	109,159	832,526	-4,670	-49,110
福島県	232,707	1,821,019	385,572	1,679,455	152,865	-141,564
茨城県	296,538	2,313,440	284,299	2,201,191	-12,239	-112,249
栃木県	290,988	2,593,945	282,492	2,513,119	-8,496	-80,826
群馬県	260,600	2,313,616	253,690	2,227,601	-6,910	-86,015
埼玉県	1,192,276	10,801,308	1,155,361	10,380,084	-36,915	-421,224
千葉県	845,234	7,103,907	823,444	6,751,079	-21,790	-352,828
東京都	2,355,274	22,063,876	2,249,199	20,525,253	-106,075	-1,538,623
神奈川県	1,215,440	10,224,722	1,175,810	9,858,208	-39,630	-366,514
新潟県	213,191	1,855,397	213,916	1,850,963	725	-4,434
富山県	173,254	1,706,577	171,273	1,697,205	-1,981	-9,372
石川県	154,748	1,360,525	150,024	1,315,211	-4,724	-45,314
福井県	103,328	810,130	104,396	888,254	1,068	78,124
山梨県	119,518	964,738	119,151	929,307	-367	-35,431
長野県	316,219	2,608,754	315,033	2,577,268	-1,186	-31,486
岐阜県	374,755	3,001,751	365,840	2,886,604	-8,915	-115,147
静岡県	449,556	3,319,209	429,371	3,166,393	-20,185	-152,816
愛知県	1,021,447	7,786,504	969,830	7,291,212	-51,617	-495,292
三重県	202,882	1,559,373	203,030	1,520,560	148	-38,813
滋賀県	194,956	1,310,058	191,879	1,304,048	-3,077	-6,010
京都府	592,439	5,038,758	587,729	4,924,679	-4,710	-114,079
大阪府	2,675,787	27,449,985	2,586,269	26,173,336	-89,518	-1,276,649
兵庫県	1,048,318	8,578,394	1,023,474	8,308,474	-24,844	-269,920
奈良県	282,440	2,051,924	272,866	1,958,415	-9,574	-93,509
和歌山県	307,105	2,579,991	297,042	2,507,277	-10,063	-72,714
鳥取県	29,132	204,106	27,740	194,277	-1,392	-9,829
島根県	38,388	222,588	33,420	192,596	-4,968	-29,992
岡山県	170,759	1,110,166	160,490	1,022,675	-10,269	-87,491
広島県	271,204	1,924,931	264,508	1,862,962	-6,696	-61,969
山口県	148,117	1,182,461	145,209	1,159,675	-2,908	-22,786
徳島県	133,474	1,042,819	132,717	1,020,081	-757	-22,738
香川県	147,640	876,709	140,273	843,774	-7,367	-32,935
愛媛県	165,126	1,014,212	163,019	997,643	-2,107	-16,569
高知県	89,225	641,530	88,620	627,463	-605	-14,067
福岡県	921,857	7,642,436	906,726	7,468,166	-15,131	-174,270
佐賀県	133,947	1,083,083	131,636	1,049,667	-2,311	-33,416
長崎県	307,885	2,418,296	300,192	2,325,410	-7,693	-92,886
熊本県	219,604	1,673,823	216,035	1,628,561	-3,569	-45,262
大分県	167,405	1,245,165	169,343	1,237,804	1,938	-7,361
宮崎県	148,336	1,091,847	144,244	1,041,676	-4,092	-50,171
鹿児島県	265,383	2,032,186	261,001	1,983,542	-4,382	-48,644
沖縄県	117,639	677,469	122,087	703,354	4,448	25,885
計	22,143,203	195,623,798	20,712,551	179,374,761	-1,430,652	-16,249,037

※「国民健康保険事業年報(厚生労働省)」及び「後期高齢者医療事業状況報告(厚生労働省)」のデータに基づき作成

内容返戻ふせん

<p style="text-align: center;">不 備 返 戻 付 箋</p> <p>施 術 者 殿</p> <p>この支給申請書は、下記の○印の事由によって返戻します。 不備事項を適切に処理し、この付箋を貼りつけたまま、次回の請求分を含めて再請求ください。</p> <p>(1)記号・番号・被保険者氏名・住所の(一部)記入誤り・記入漏れ</p> <p>(2)本家区分の記入誤り・漏れ</p> <p>(3)負傷名・負傷年月日・負傷原因の記入誤り・漏れ</p> <p>(4)算定誤り ・初検料 ・初検時相談支援料 ・再検料 ・加算(休日・深夜・時間 ・往療料(距離・回数・難路)等の記入漏れ ・整復料 ・固定料 ・施療料 ・金属副子加算(大・中・小) ・情報提供料 ・後療料 ・冷罨法料 ・温罨法料 ・電療料</p> <p>(5)負傷名は、負傷年月日順に記入ください</p> <p>(6)施術開始年月日・施術終了年月日・実日数・転帰の記入漏れ</p> <p>(7)3負傷による負傷原因の記入漏れ(各部位ごとに記入ください)</p> <p>(8)合計金額・請求金額の誤り</p> <p>(9)冷罨法・温罨法・電療料の待機期間誤り</p> <p>(10)逓減率の算定誤り</p> <p>(11)委任欄の記入漏れ</p>	<p>整理番号 号</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>福岡県柔道整復施術療養費審査委員会 (全国健康保険協会福岡支部)</p> <p>(12) 委任欄と被保険者の氏名相違</p> <p>(13) 長期施術継続理由・長期頻回理由の記入漏れ 【初検年月日より3ヶ月超え】</p> <p>(14) 長期施術【受領委任取扱規定第3章23(2)(4)】</p> <p>(15) 近接部位 【 , , 上下・左右の表示漏れ】</p> <p>(16) 骨折・脱臼の医師の同意に関する記載もれ</p> <p>(17) 実日数欄と施術日の日数相違</p> <p>(18) その他</p> <hr/> <hr/> <hr/>
--	--

資格返戻ふせん

<p>資格返戻付箋</p>	
<p>審査の結果、下記の理由により申請書を返戻いたします。 保険証等を再度ご確認ください。 (再提出の際は、この付箋を付けたままご提出ください。)</p>	
<p>1. 記入された記号・番号で該当がございません。</p> <p>2. 被保険者氏名の相違(未記入)です。 (本人・家族区分欄も合わせてご訂正ください。)</p> <p>3. 療養(施術)を受けた者の氏名相違です。</p> <p>4. 療養(施術)を受けた者の生年月日相違です。</p> <p>5. 使用された保険証は 資格喪失しています。 (資格喪失年月日の前日まで有効)</p> <p>6. 他支部異動のため、保険証の記号・番号が変更しています。 ご確認の上、管轄の支部へご提出ください。</p> <p>7. 一部負担金(請求金額の割合)が相違しています。 (本家区分欄・給付割合欄も合わせてご訂正ください。)</p> <p>8. 性別の相違です。</p> <p>9. 本家区分の相違です。</p> <p>10. 重複請求です。</p> <p>11. 資格取得前の施術です。</p> <p>12. その他</p>	

協会けんぽ福岡支部における柔整療養費の状況

《申請件数》

1ヵ月平均の受付件数 約81,000件(令和3年度)

- ・前年度比8%程度増加傾向にある。
前年度にコロナウイルスの蔓延が始まったことにより、患者数が大幅に減少していたことが大きな要因と考えられる。

《返戻件数》

1ヵ月平均の返戻件数 約1,300件(令和3年度)

- ・受付件数の1.6%程度が返戻となっている。
令和3年4月より押印廃止となり、押印漏れによる返戻がなくなったために例年と比較して若干ではあるが、返戻率が減少している。

《柔整審査会》

◆月ごとに重点的に審査する事項を設定

- (例)
- ・3部位での請求比率が極端に高い
(参考:協会けんぽ全支部平均19.8%)
 - ・部位を変えながら長期間施術を行っている
 - ・申請1件あたりの単価が極端に高い
(参考:協会けんぽ全支部平均4,325円)
 - ・頻回施術の患者が多い

- ・申請傾向について施術所へ注意を促す必要があると判断した場合、「お知らせ文書」を送付
- ・請求内容が作為的であると認められる場合等については、面接確認委員会を通じて、施術管理者への面接確認を行う

柔道整復施術療養費審査支払業務

福岡県国民健康保険団体連合会

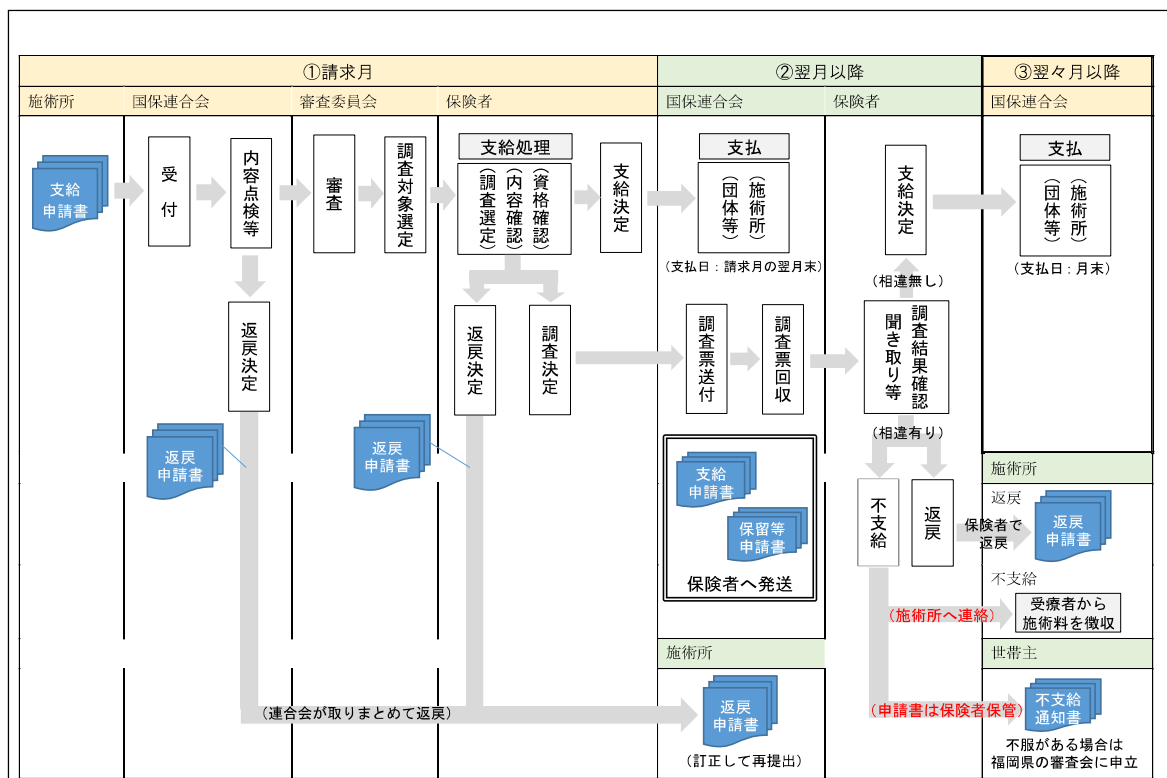
(1) 柔道整復施術療養費審査支払業務

- 保険者及び後期高齢者医療広域連合から、柔道整復師の施術に係る療養費の審査支払事務の委託を受け、業務を実施しています。
- また、平成 30 年度から保険者共同事業として患者調査を実施しています。
なお、患者調査の対象者は、保険者において決定されます。
(委託保険者のみ実施)

患者調査の対象となった場合

- ・支払については、患者調査の結果確認後となるため、支給申請書の提出月の翌々月以降となります。
- ・患者調査等により支払が保留となる場合は、「支払保留通知書」にてお知らせをします。

【柔整療養費の請求支払業務図】



(2) 柔道整復施術療養費審査委員会

- ア. 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成 11 年 10 月 20 日付老発第 682 号・保発第 144 号）」に基づき、柔道整復施術療養費審査委員会（以下「審査委員会」という。）を国保連合会に設置し、国民健康保険並びに後期高齢者医療に係る柔道整復施術療養費支給申請書の審査を行っています。
- イ. 審査委員会は、施術担当者を代表する委員、保険者を代表する委員及び学識経験者の委員をもって組織しています。
- ウ. 審査委員会は、柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査することを目的に設置しており、特に近年は多部位負傷（3 部位以上）、長期継続（3 ヶ月を超える期間）施術、頻回傾向（1 月当たりの施術回数が多い申請書が継続する傾向がある場合）施術、部位転がしの傾向のある申請書を重点的に、審査を行っています。
- エ. 審査の結果、注意を要すると思われる申請書については、連絡はがき等で通知を行います。

《申請書の返戻》（例）

- ① 長期施術理由もれ
（捻挫・打撲・挫傷の施術で初検から 3 ヶ月を超えて継続する際に理由が記載されていない（治癒をした月を除く）場合）
- ② 後療
（3 部位以上の請求がある際に部位ごとの負傷原因がない場合）
- ③ 近接部位
- ④ 往療料理由もれ

《連絡はがきの送付》

審査委員会において、注意を促すものについて、連絡はがきを送付します。
連絡はがきが長期間にわたって出された場合は、行政と連携し患者調査や審査委員会に設置している面接確認委員会で施術管理者等の面接確認を行う場合がありますのでご注意ください。

(3) 事務処理について

《事務返戻》

申請書の下記事項に記載不備がある場合は、返戻となります。訂正のうえ再度ご提出ください。

- ① 本家区分に○の記載がない。（○は、どれか一つにつけてください）
特に 70 歳～74 歳（高齢受給者）の人で⑧⑨に○がもれています。
- ② 記号番号・生年・性別等に記載もれ、入力ミス。
- ③ 負傷の原因の欄で、交通事故の場合「業務災害、通勤災害または第三者行為以外の原因による」の字句は二重線で抹消してください。
また、第三者行為の原因による場合は「交通事故による負傷」の記載及び摘要欄に損保会社の名称、連絡先住所、担当者氏名を必ず記載して下さい。

- ④ 負傷名に脱臼、骨折・不全骨折があり、同意した医師名・同意日の記載がもれています。
- ⑤ 柔道整復師の氏名がもれています。
- ⑥ 被保険者の署名がもれています。署名は、国保分は世帯主名を後期高齢者分は被保険者名で記入をお願いします。
- ⑦ 申請書に施術日の記載（申請書の日付に○）がもれています。
- ⑧ 記号番号の桁数違い。

（後期高齢者の場合、被保険者の記号番号は8桁です。桁の過不足は返戻となります。）
誕生日から後期高齢者医療の対象となりますので、誕生月施術の場合は、国保分（前期高齢者）と後期高齢者分2枚の申請書が必要となります。（1日誕生日を除く。）
障害者医療証（80）をお持ちの人は、65歳から後期高齢者医療該当となる場合がありますので注意してください。

《その他》

- ① 印字は枠内に収まるようにお願いします。印字がずれた場合は、訂正してご提出ください。
- ② 原爆医療は福岡県へ請求してください。
- ③ 組合分（保険者番号が13・23から始まるもの）については県外扱いです。
- ④ 「初検料」については、休日、深夜又は時間外加算を算定する場合は、該当する文字を○で囲んで加算額を記載し、施術時刻を「摘要」欄に記載してください。
- ⑤ 国保分（7割8割）申請書における受領代理人の欄の署名は「世帯主」となります。

※毎月、保険証の確認をお願いします。

※申請書を提出の際は、保険者ごとにホッチキスでとじる必要はありません。
また、本会から送付している増減点通知書は、閉じこまないでください。

最近における自動車保険金詐欺事件の現状について

1 自動車保険金詐欺事件について

(1) 自動車保険金詐欺とは

自動車を運転してわざと交通事故を起こし、あるいは偶然に起きた交通事故を利用して、負傷を装ったり、受傷したので労働ができなくなったと装う等して、不正な請求を行い、保険会社や共済組合から保険金（共済金）をだまし取ること。

(2) 適用される刑事罰

刑法第246条 “詐欺罪”

～10年以下の懲役

(3) 保険金詐欺を行う中での柔道整復師の関わり

柔道整復師は、自動車をわざとぶつけて交通事故を起こし、受傷したとして訴える交通事故患者役として関わることは少ないが、当該交通事故患者と結託して、通院口数を水増ししたり、施術していないのにしたように装って、施術費の水増しや架空による不正請求を行う役割を担っている。この行為は、詐欺罪の共犯に当たる。

(4) 保険金詐欺の手口として

ア 主な請求原因

- わざと自動車同士を衝突させて交通事故を作出するもの
- 偶然に起きた交通事故を利用するもの
- 第三者を巻き込んで交通事故をわざと起こすもの
- 医療機関が治療関係費を通院口数等の水増しや架空により請求するもの

イ 主な請求理由

- 労働できないとして虚偽の休業補償を訴えるもの
- 疾病がないのに、様々な虚偽の自覚症状を訴えて治療を受けるもの

○ 軽傷又は受傷していないのに、誇大に怪我を訴えて治療を哀引させるもの

(5) 傷害による受領保険金が多額となる要因として

通院の治療日数が長期間に及ぶと、交通事故患者が受け取る慰謝料や休業損害補償費名目の保険金額に多大な影響を与える。

2 自動車保険金詐欺事件の検挙件数等について

(1) 過去の検挙件数

ア 令和元年（平成31年）中

- 全国 検挙件数 188件
検挙人員 184名
被害額 1億7,971万円
- 福岡 検挙件数 4件
検挙人員 11名（うち、逮捕者9名）
被害額 約1,866万円

イ 令和2年中

- 全国 検挙件数 93件
検挙人員 130名
被害額 1億1,739万円
- 福岡 検挙件数 7件
検挙人員 24名（うち、逮捕者16名）
被害額 2,340万円

ウ 令和3年中

- 福岡 検挙件数 13件
検挙人員 40名（うち、逮捕者38名）
被害額 約4,226万円

(2) 最近の福岡県下での自動車保険金詐欺事件の検挙内容

ア 常習詐欺グループと結託した柔道整復師による自動車保険金詐欺事件の検挙状況

(令和2年～令和3年)

- 検挙人員 6名
- 被害額合計 414万6,612円

3 素行不良者等から利用されないために

暴力団関係者や金銭欲が強い素行不良者が利用する理由は、整骨院側が通院日数の水増しや架空請求の実績作りを容易に聞き入れてくれるからである。

そのため経営不振に苦しむ整骨院、あるいは業務管理が甘く、杜撰な整骨院を見つけては、心の隙を狙って不正行為を持ち掛けてきたり、友人からの持ち掛けにより、拒絶することができず、段々と深みにはまっていき、いつしか不正請求が当たり前になっている傾向にある。

自分が思い描く柔道整復師の方向性を見間違えないためにも、強い自覚と自制心、道徳心等を持ち続け、不正を断る強い勇気や気持ちを忘れないようにして頂きたい。

4 終わりに

「暴力団関係者や素行不良者等から利用されない」ことを念頭に置き、地域と密着した信頼される整骨院であることを忘れずに、日々の整復業務に精進して頂きたい。



組織のご案内

2021年7月現在



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

1 損保料率機構とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人^{※1}）であり、損害保険会社を会員とする組織です^{※2}。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

「合理的、妥当、不当に差別的でない」との原則に基づき参考純率および基準料率を算出し、会員に提供しています。

⇒ 詳細は 3 ページ参照

参考純率および
基準料率の
算出・提供



「公正・迅速・親切」をモットーとして自賠責保険（共済）^{※3}の損害調査を行っています。

⇒ 詳細は 4 ページ参照

自賠責保険
（共済）の
損害調査



データバンク

各種保険に関する大量のデータを
集計し、会員等に提供しています。
また、消費者向けの刊行物の作成・
提供も行っています。

⇒ 詳細は 4 ページ参照



- ※1 当機構は、損害保険会社が設立した団体であること、また、料率団体は他にも設立することができることから、特別の法律により特定の団体として設置される「特殊法人」や「認可法人」とは異なります。また、「一般社団法人」、「一般財団法人」等の冠もつきません。
- ※2 主務官庁は金融庁です。
- ※3 自賠責保険の正式名称は「自動車損害賠償責任保険」、自賠責共済の正式名称は「自動車損害賠償責任共済」です。

損保料率機構の沿革

損保料率機構の主な変遷

1948年11月

料団法の公布・施行を受け、損害
保険料率算定会（損算会）設立

1956年1月

自賠責保険共同査定事務所（現在の
自賠責損害調査事務所）を開設

1956年3月

自賠責保険共同本部を設置し、自
賠責保険共同査定事務所をその統
括下に置く

1964年1月

自動車保険料率算定会（自算会）設立（自賠
責保険共同本部および自賠責保険共同査定事
務所と、損算会で行っていた自動車にかかる
料率引受条件に関する業務等を自算会に包含）

1981年8月

自算会に自賠責損害調査事務所の上部組織で
ある地区本部を3地区に設置（以降、全国に
順次設置）

2002年7月

両算定会が統合し、損保料率機構が
業務開始

関係法令

1948年7月

料団法の公布・施行

損害保険料率算出団体の業務の適切な運営を確保することによって、損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益を保護することを目的として制定されました。

1955年7月

自動車損害賠償保障法（自賠法）
の公布（同年8月から翌年2月に
かけて施行）

自動車事故による人身損害（死亡や傷害）に関する損害賠償を保障する制度を確立して被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に役立つことを目的として制定されました。この法律のもとでは、原則として、すべての自動車に自賠責保険契約が締結されている必要があります。

1966年5月

地震保険に関する法律（地震保
険法）の公布・施行

居住用建物と家財を補償の対象とし、損害保険会社の地震保険責任を政府が再保険により引き受けることで、地震保険を普及させ、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として制定されました。

1998年7月

料団法改正

規制緩和・自由化の流れのなか、損算会および自算会が算出する料率の使用義務が廃止され、参考純率・基準料率へ移行しました。

損保料率機構の主な業務内容

当機構の主な業務は、①参考純率および基準料率の算出・提供、
②自賠責保険（共済）の損害調査、③データバンク です。

1 参考純率および基準料率の算出・提供

国民生活に密着した損害保険については、社会・公共的な観点から、公正で妥当な保険料率の算出を通じて安定的な保険の提供が確保される必要があります。このため、当機構では、会員等から大量のデータを収集し、次の参考純率および基準料率を算出し、会員に提供しています。



- 自賠責保険(基準料率)
- 自動車保険(参考純率)



- 火災保険(参考純率)
- 地震保険(基準料率)

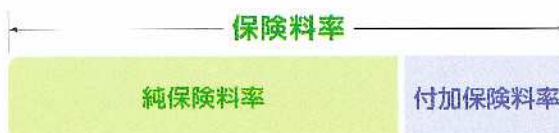


- 傷害保険など(参考純率)

保険料率とは

保険料率とは、損害保険における保険金額（支払われる保険金の上限金額、契約金額）に対する保険料（保険契約者が負担する金銭）の割合をいいます。

保険料率は、将来の保険金支払いに充てる純保険料率と、損害保険会社の経費や代理店手数料等に充てる付加保険料率で構成されます。



参考純率・基準料率とは

■参考純率

- 参考純率とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。
- 会員は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、会員が独自に算出します。

■基準料率

- 基準料率とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。
- 会員は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができます。現在、全ての会員が「基準料率」を使用しています。
- 自賠責保険および地震保険は、公共性が極めて高い社会政策的な側面を持つ保険であることから、自賠責や地震保険法で補償内容が定められており、また、基準料率の付加保険料率に損害保険会社の利潤は織り込まれていません。

参考純率および基準料率の原則

料率団体の算出する参考純率および基準料率は「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」と料団法で定められています。当機構ではこの原則に基づき、参考純率および基準料率を算出しています。

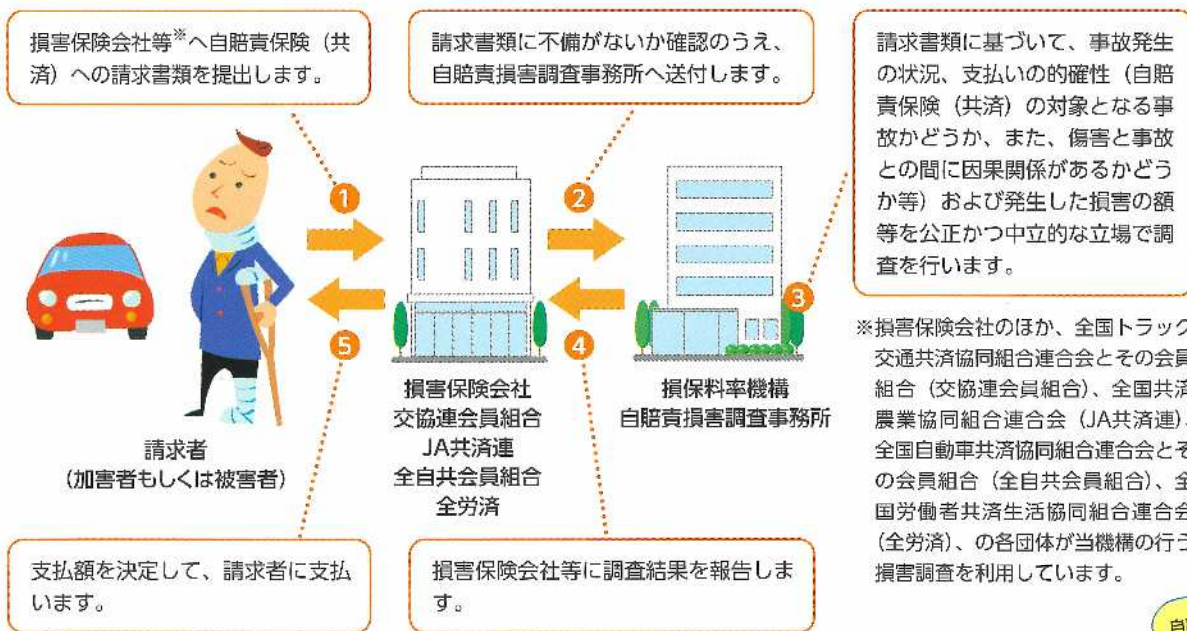
2 自賠責保険（共済）の損害調査

自賠責保険（共済）とは、自賠法に基づき自動車の運行による人身事故の被害者を救済するために、すべての自動車について契約することが義務付けられている強制保険（共済）です。自賠責保険（共済）は社会政策的な側面を持つため、被害者救済の観点から、公正で適正な保険金（共済金）の支払いが迅速に行われる必要があります。

このため、当機構では、全国に自賠責損害調査事務所を設置して自賠責保険（共済）の損害調査を行っています。これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。また、政府の保障事業の損害調査についても、当機構が行っています。

損害調査の概要

当機構が行っている損害調査の流れは以下のとおりです。



■政府保障事業

政府保障事業は、自賠責保険（共済）では救済されない右のような自動車事故で死傷した被害者に対して、政府（国土交通省）が加害者に代わって損害相当額を立て替え払いする制度です。



3 データバンク

当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険（共済）の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険に関する大量のデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、統計の作成や各種の調査・研究を行い、会員等に提供を行うほか、刊行物の作成・提供等を通じて、保険料率等に関する知識の普及に努めています。

会 員

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	セコム損害保険株式会社
アクサ損害保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	全管協れいわ損害保険株式会社
アリアンツ火災海上保険株式会社	ソニー損害保険株式会社
イーデザイン損害保険株式会社	損害保険契約者保護機構
A I G 損害保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社
エイチ・エス損害保険株式会社	大同火災海上保険株式会社
a u 損害保険株式会社	Chubb損害保険株式会社
S B I 損害保険株式会社	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
カーディフ損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
キャピタル損害保険株式会社	トーア再保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社	日新火災海上保険株式会社
現代海上火災保険株式会社	日本地震再保険株式会社
ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ	三井住友海上火災保険株式会社
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	三井ダイレクト損害保険株式会社
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	明治安田損害保険株式会社
スイス・リー・インターナショナル・エスイー	楽天損害保険株式会社
スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー	レスキュー損害保険株式会社

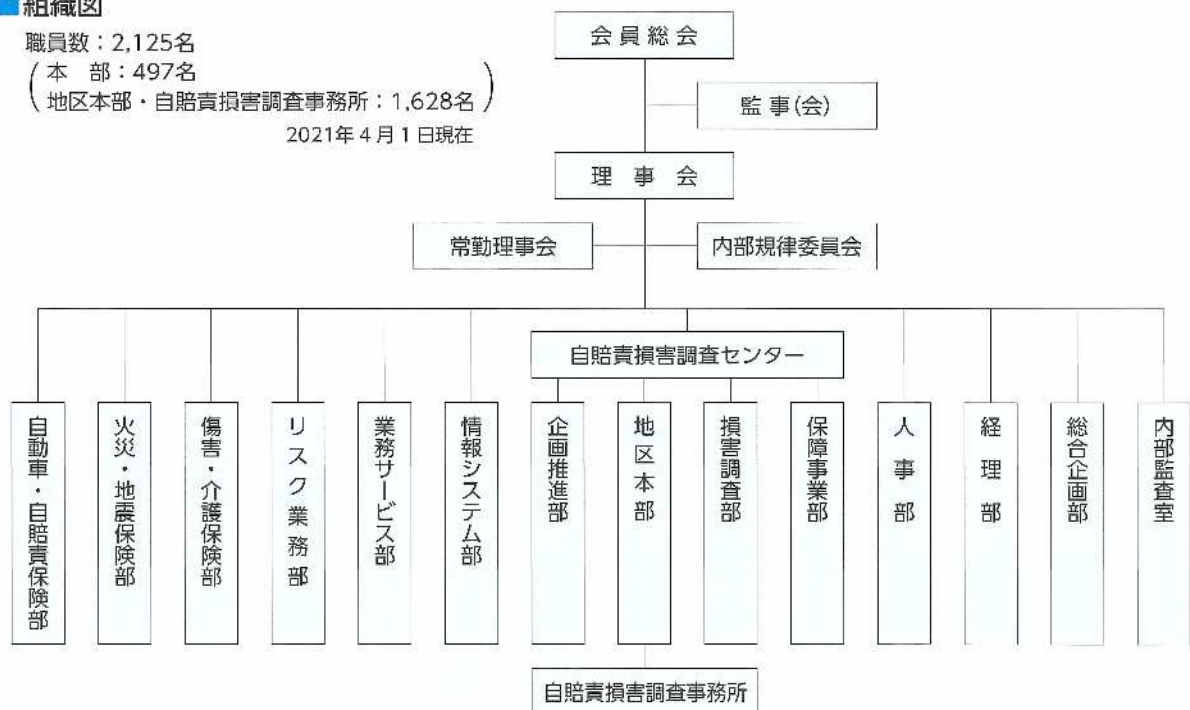
会員全社36社(50音順) 2021年7月1日現在

組 織

- (1) **会 員 総 会** 当機構の定款の制定または変更および予算・決算の審議ならびに理事・監事の選任等を行う機関で、会員の代表者で構成されています。
- (2) **理 事 会** 当機構の業務に関する重要な事項を審議、決定する機関です。理事会を構成する理事は、会員の代表者の中から選任されるほか、学識経験者等会員以外の各方面から選任されます。
- (3) **内部規律委員会** 当機構における業務運営に係るコンプライアンス、リスク管理および内部監査を効果的かつ効率的に実現するための委員会で、常勤理事で構成されます。

■組織図

職員数：2,125名
 (本部：497名
 地区本部・自賠責損害調査事務所：1,628名)
 2021年4月1日現在



※地区本部、自賠責損害調査事務所については、裏表紙をご覧ください。

役員

理事長	浦川道太郎 [早稲田大学名誉教授・弁護士]	理事	石田恵美 [弁護士・公認会計士]
専務理事	江原茂 [常勤]	理事	田中洋樹 [日本カストディ銀行取締役会長]
常務理事	市川泰彦 [常勤]	理事	三宅弘恵 [東京大学地震研究所准教授]
常務理事	吉原善尚 [常勤]	理事	坂口正芳 [日本自動車連盟副会長(元警察庁長官)]
常務理事	原章文 [常勤]	理事	丸山淳一 [読売新聞東京本社調査研究本部総務]
常務理事	松本隆 [常勤]	理事	早川眞一郎 [専修大学法科大学院教授]
理事	手島幸雄 [常勤]	理事	金杉恭三 [あいおいニッセイ同和損害保険社長]
理事	丸山一朗 [常勤]	理事	西澤敬二 [損害保険ジャパン社長]
理事	山崎和久 [常勤]	理事	広瀬伸一 [東京海上日動火災保険社長]
理事	八島宏平 [常勤]	理事	船曳真一郎 [三井住友海上火災保険社長]
理事	沖野眞已 [東京大学大学院法学政治学研究科教授]	理事	織山晋 [日新火災海上保険社長]
理事	田近栄治 [一橋大学名誉教授]	常任監事	伊藤卓 [常勤]
理事	久保田政一 [日本経済団体連合会副会長・事務総長]	監事	加藤義孝 [公認会計士]
理事	増井喜一郎 [日本証券経済研究所理事長(元金融庁総務企画局長)]	監事	ケネス・ライリー [AIG損害保険社長]

2021年6月30日現在

刊行物

当機構が刊行している主な資料です。

これらはウェブサイト (<https://www.giroj.or.jp/>) からご覧いただけます。



自動車保険の概況



火災保険・地震保険の概況



傷害保険の概況



自賠責保険基準料率のあらまし



地震保険基準料率のあらまし



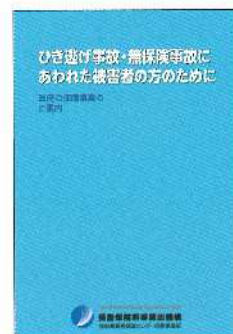
損害保険料率算出機構統計集



日本の地震保険



自賠責保険(共済)損害調査のしくみ



政府の保障事業のご案内

組織案内

- 組織のご案内
- General Insurance Rating Organization of Japan Profile*

説明書

- 消火設備のあらまし
- EARTHQUAKE INSURANCE IN JAPAN
- Automobile Insurance in Japan
- Automobile Liability Security Act

基準料率表

- 自賠責保険基準料率
- 地震保険基準料率

標準約款

- 自動車保険*
- 火災保険*
- 地震保険*
- 傷害保険*

調査・研究書

- 地震保険研究 (No.1~No.36)
- GEM Foundationによる世界の地震リスク評価モデルOpen Quakeの機能と操作方法
- 2007年災害研究フォーラム講演録

※の資料はウェブサイトに掲載しておりませんので総合企画部広報グループまでお問い合わせください。

所在地

■本部

〒163-1029

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

新宿パークタワー28階・29階

TEL 03(6758)1300(代表)

●交通機関

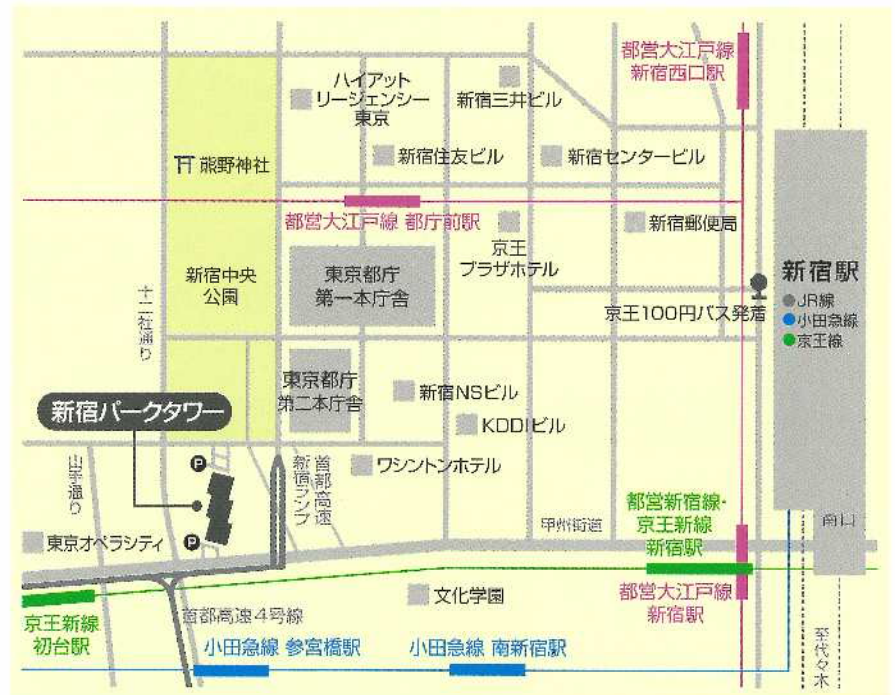
JR新宿駅（南口）……………徒歩15分

都営新宿線・京王新線 新宿駅 ……徒歩10分

京王新線 初台駅 ……………徒歩 8分

都営大江戸線 都庁前駅 ……………徒歩 8分

小田急線 参宮橋駅 ……………徒歩10分



自賠償損害調査センター 地区本部・自賠償損害調査事務所 電話番号一覧

北日本本部 022 (706) 2783	関東本部 048 (859) 6925	近畿本部 06 (6455) 0251	九州本部 092 (472) 3005
札幌 011 (709) 1231	さいたま 048 (859) 6927	大阪第一 06 (6455) 0267	福岡第一 092 (472) 3033
旭川 0166 (23) 5261	水戸 029 (225) 1331	大阪第二 06 (6455) 0267	福岡第二 092 (472) 3033
仙台 022 (706) 2784	宇都宮 028 (307) 7331	和歌山 073 (433) 2665	佐賀 0952 (24) 4295
福島 024 (523) 3471	前橋 027 (226) 7771	奈良 0742 (35) 1401	長崎 095 (826) 7396
山形 023 (622) 8824	新潟 025 (242) 2231	大津 077 (522) 6085	熊本 096 (363) 5000
盛岡 019 (652) 3985	長野 026 (224) 3324	京都 075 (343) 0850	大分 097 (534) 0888
青森 017 (776) 4391	甲府 055 (228) 8810	神戸 078 (771) 7210	宮崎 0985 (24) 7921
秋田 018 (823) 6501	中部本部 052 (747) 8031	中四国本部 082 (223) 2202	鹿児島 099 (256) 1323
首都圏本部 03 (3252) 1571	名古屋第一 052 (747) 8040	広島 082 (223) 2101	沖縄 098 (861) 1137
東京第一 03 (3252) 1155	名古屋第二 052 (747) 8040	岡山 086 (225) 2211	
東京第二 03 (3252) 1155	岐阜 058 (255) 0767	山口 083 (922) 2351	
東京第三 03 (6758) 1371	四日市 059 (353) 5571	鳥取 0857 (23) 5161	
横浜第一 045 (320) 1221	静岡 054 (202) 5131	松江 0852 (21) 5093	
横浜第二 045 (320) 1221	金沢 076 (262) 5244	高松 087 (851) 0665	
千葉 043 (375) 5230	富山 076 (432) 1982	徳島 088 (622) 4611	
	福井 0776 (21) 2466	高知 088 (825) 0315	
		松山 089 (945) 5500	

組織のご案内 — 2021年7月現在 —

損害保険料率算出機構 総合企画部広報グループ <https://www.giroj.or.jp/>

